

	<ul style="list-style-type: none"> i. 利用者本人の同意がある場合 ii. 利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲で金融機関等に個人情報を開示する場合 iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合 iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合 v. 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合 <p>5. 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、利用者の個人情報または通信の秘密に属する情報を消去するものとします。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとします。</p>		
	第5章 サービスの提供の中止等	第5章 サービスの提供の中断等	
第23条	<p>第23条(提供の中止)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。</p> <p>i～ii (略)</p> <p>iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合</p> <p>2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p> <p>3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、サーバ設備または電気通信設備等を移設等することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合に当該中止または前項に基づく移設等により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。</p>	<p>第23条(提供の中断)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの一部または全部の提供を中断することがあります。</p> <p>i～ii (略)</p> <p>iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合</p> <p>iv. 日本又は日本以外の国の公権力(公的機関を含みます。以下、「公的機関等」といいます)による命令、処分、要請等があった場合</p> <p>v. 第三者の行為(不作為を含みます)により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当該業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合</p> <p>2. 当社は、前項に基づき本サービスを中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。</p> <p>3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断する場合、当該中断の目的達成のために必要な範囲で、サーバ設備または電気通信設備等を移設等することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断する場合に当該中断または前項に基づく移設等により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「中止」ではなくより正確な表現である「中断」に修正いたします。 ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
第24条	<p>第24条(提供の一時停止等)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止し、または当該利用者による本サービスの利用を制限することができます。当該一時停止または利用制限に関し、当社は利用者に対し何らの責任も負いません。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第24条(提供の一時停止等)</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの一部または全部の提供を一時停止し、または当該利用者による本サービスの利用の一部または全部を制限することができます。当該一時停止または利用制限に関し、当社は利用者に対し何らの責任も負いません。</p> <p>(以下略)</p> <p>2 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱字の修正をいたします。
第27条	<p>第27条(提供の廃止)</p> <p>1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの特定の種類または内容を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。</p>	<p>第27条(提供の廃止)</p> <p>1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの特定の種類または内容を廃止することがあります。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。ただし、公的機関等による命令、処分、要請等により直ちに本サービスの利用者への提供を廃止する必要が生じたとき当社が判断したときは、利用者に通知を行うことなく直ちに廃止を行う場合があります。</p> <p>2. 前項に基づき本サービスの提供を廃止する場合、当該廃止により利用者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。 ・当社の責任について明示いたします。
第28条	<p>第28条(利用契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>i. 第6条第1項各号、第24条第1項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>ii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合</p> <p>iii. (略)</p>	<p>第28条(利用契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>i. 第6条第1項各号、第16条第1項各号、第24条第1項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>ii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、若しくは清算に入った場合、または指定国においてこれらに類似の状態にあると当社が判断した場合</p> <p>iii. (略)</p> <p>iv. 利用者の行為(不作為を含みます)により、公的機関等によって当社の許可証その他関連資格が取り消される可能性があるとして当社が判断した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱字の修正をいたします。 ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
第31条	<p>第31条(損害賠償の制限)</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第31条(損害賠償の制限)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 前2項に基づき当社が賠償を支払う場合、日本円にて行うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
第32条	<p>第32条(保証、免責)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 当社は、本基本約款またはサービス別約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、利用者設置データの損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホール等の悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同じ)については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害についてのみ、その本サービスの1ヶ月分の利用料金相当額を限度として、上記損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令、処分、争議行為、輸送機関・通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、利用者に対して何らの責任を負わないものとします。</p> <p>4. 利用者の本サービスの利用に起因して第三者(国内外を問いません)と当社または利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第32条(保証、免責)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 当社は、本基本約款またはサービス別約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、利用者設置データの損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホール等の悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同じ)については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任(日本及び日本以外の国におけるもの両方を含みます。以下、同じ)を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害についてのみ、その本サービスの1ヶ月分の利用料金相当額を限度として、上記損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3. 前項に基づき当社が賠償を支払う場合、日本円にて行うものとします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本又は日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリング又は遮断、争議行為、輸送機関・通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、利用者に対して何らの責任を負わないものとします。</p> <p>5. 利用者の本サービスの利用に起因して日本または日本以外の国における第三者と当社または利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
第34条	<p>第34条(準拠法)</p> <p>1. 本基本約款、サービス別約款および利用契約は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとします。</p>	<p>第34条(準拠法)</p> <p>1. 本基本約款、サービス別約款および利用契約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい表現に修正いたします。
第35条	<p>第35条(紛争の解決)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第35条(紛争の解決)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 利用契約に起因し、または利用契約に関連する一切の紛争について、利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。当社が利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ、また、当社の選択により、裁判所への提訴に代えて、日本の東京における日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って行われる仲裁により解決することができ、利用者はこれに同意します。当該仲裁は、当社によって選定される1名の仲裁人により行われ、仲裁手続の言語は日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、利用者及び当社を拘束します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
第36条	(新設)	<p>第36条(分離可能性)</p> <p>1. 本基本約款およびサービス別約款について、いずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の日本または利用者が居住する国(利用者が法人の場合は、利用者の本店が所在する国)の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6条第1項第3号の変更に伴い、必要な修正を行います。
附則第1条	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年4月1日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年11月21日より適用されます。</p>	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年11月21日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月15日より適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。